

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 7
- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局総務政策部渡船事業所】 8

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4件）【上下水道局下水道部下水道計画課】 11

◇ 人事委員会

- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則及び住居手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 16
- 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 18

北九州市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
フラワー木町 北九州市小倉北区 木町四丁目13番 6号	株式会社晴天 北九州市小倉北区木町四 丁目15番3号 代表取締役 岸 葉子	特定無し	4017801400
m e l y のおうち 北九州市小倉南区 下石田二丁目10 番30号	m e l y 福祉株式会社 北九州市小倉南区下石田 二丁目10番30号 代表取締役 井堀翔太	身体障害 者（肢体 不自由） 、知的障 害者	4017701584

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
星の子作業所Ⅱ 北九州市小倉北区 木町四丁目13番 6号	株式会社晴天 北九州市小倉北区木町四 丁目15番3号 代表取締役 岸 葉子	特定無し	4017801400

(3) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター グレース 北九州市八幡西区 永犬丸南町一丁目 10番1号	合同会社グレース 北九州市八幡西区永犬丸 南町一丁目10番1号 代表社員 福富恵子	特定無し	4036700229
相談支援事業所 祐 北九州市小倉南区 志徳二丁目1番4 3-603号	合同会社祐香 北九州市小倉南区志徳二 丁目1番43-603号 代表社員 小椋秀和	特定無し	4037700384

(4) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
たいむクラブ永犬丸TWO 北九州市八幡西区 永犬丸四丁目4番 1号	株式会社シリウス 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目23番2号 代表取締役 八島恵美子	重症心身 障害児以 外	4056715172
ぺんぎん 北九州市八幡西区 瀬板一丁目2番1 7号	合同会社Q・O・Lサポ ート 福岡県春日市大谷五丁目 3番地 代表社員 千葉高見	重症心身 障害児以 外	4056715180

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
たいむクラブ永犬丸TWO 北九州市八幡西区	株式会社シリウス 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目23番2号	重症心身 障害児以 外	4056715172

永犬丸四丁目4番1号	代表取締役 八島恵美子		
ぺんぎん 北九州市八幡西区 瀬板一丁目2番17号	合同会社Q・O・Lサポート 福岡県春日市大谷五丁目3番地 代表社員 千葉高見	重症心身障害児以外	4056715180
子どもサポートセンター うるら小倉北 北九州市小倉北区 白銀一丁目6番27号	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一丁目10番30号 代表取締役 梶原 豊	重症心身障害児以外	4057801914

(6) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター グレース 北九州市八幡西区 永犬丸南町一丁目10番1号	合同会社グレース 北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目10番1号 代表社員 福富恵子	特定無し	4076715160
相談支援事業所 祐 北九州市小倉南区 志徳二丁目1番43-603号	合同会社祐香 北九州市小倉南区志徳二丁目1番43-603号 代表社員 小椋秀和	特定無し	4077703769

2 指定年月日

平成30年2月1日

北九州市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
介護サービス虹 北九州市小倉北区 清水三丁目9番1 号1F	合名会社介護サービス虹 北九州市小倉北区清水三 丁目9番1号1F 代表社員 田辺ふみよ	身体障害 者、知的 障害者、 障害児、 精神障害 者	4017800881

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
介護サービス虹 北九州市小倉北区 清水三丁目9番1 号1F	合名会社介護サービス虹 北九州市小倉北区清水三 丁目9番1号1F 代表社員 田辺ふみよ	身体障害 者	4017800881

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
介護サービス虹 北九州市小倉北区 清水三丁目9番1 号1F	合名会社介護サービス虹 北九州市小倉北区清水三 丁目9番1号1F 代表社員 田辺ふみよ	身体障害 者、障害 児	4017800881

2 事業廃止年月日
平成30年1月31日

北九州市公告第 1 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 8 0 5 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
村上産業株式会社
愛媛県松山市本町一丁目 2 番地 1
- 5 落札金額
4, 0 2 3 万 4, 8 6 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 2 月 6 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第172号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 売払物件

汽船（こくら丸）

(2) 数量

1隻

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号

北九州市産業経済局総務政策部渡船事業所

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年5月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号

北九州市産業経済局総務政策部渡船事業所

(2) 期間

公告日から平成30年4月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式に次の資料を添付し、持参又は郵送することにより行わなければならない。ただし、資料の添付については、平成30年北九州市公告第24号により提出した場合は省略することができる。

ア 法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人の場合 住民票の写し

5 入札の参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号

北九州市産業経済局総務政策部渡船事業所

(2) 期間

公告日から平成30年3月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市産業経済局総務政策部渡船事業所に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 平成30年4月17日 午後2時

郵送による場合の入札書の受領期限 第5項第1号の場所に書留郵便により、平成30年4月16日午後5時までに必着のこと。

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所3階34会議室

7 入札保証金

(1) 入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札に参加できる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(2) 契約代金の全額又は入札保証金を差引いた残額を契約締結後14日以内に納入できない者

(3) 引渡し期間内に引受けができない者

(4) 本市から指名停止を受けている期間中である者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又

は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等の行為を行っている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受け、市は補償の責めを負わない。

11 入札に係る問合せ先

北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号

北九州市産業経済局総務政策部渡船事業所

電話 093-861-0961

北九州市上下水道局告示第4号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成30年3月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市門司区大字大積の一部
〃 〃 白野江四丁目の一部
〃 〃 大里新町の一部
〃 〃 西海岸二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区大字大積地内、白野江四丁目地内、大里新町地内及び西海岸二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成30年3月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
	北九州市小倉南区空港北町の一部
〃	〃 朽網東五丁目の一部
〃	〃 下石田一丁目の一部
〃	〃 高野三丁目の一部
〃	〃 津田新町二丁目の一部
〃	〃 津田南町の一部
〃	〃 中曽根東二丁目の一部
〃	〃 中貫二丁目の一部
〃	〃 沼新町一丁目の一部
〃	〃 大字母原の一部
〃	〃 横代北町三丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
---------	----------------

<p>北九州市小倉南区空港北町地内、朽網東五丁目地内、下石田一丁目地内、高野三丁目地内、津田新町二丁目地内、津田南町地内、中曽根東二丁目地内、中貫二丁目地内、沼新町一丁目地内、大字母原地内及び横代北町三丁目地内の各一部</p>	<p>分流式</p>
---	------------

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成30年3月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区大字有毛の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区大字有毛地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第7号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成30年3月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
	北九州市八幡西区石坂二丁目の一部
〃	〃 上上津役四丁目の一部
〃	〃 楠橋下方一丁目の一部
〃	〃 下畑町の一部
〃	〃 大字本城の一部
〃	〃 真名子二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区石坂二丁目地内、上上津役四丁目地内、楠橋下方一丁目地内、下畑町地内、大字本城地内及び真名子二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市職員の給与に関する条例施行規則及び住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則及び住居手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の見出し及び2条を加える。

(扶養手当)

第5条の2 条例第12条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第5条の3 条例第12条第3項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの

第6条の前の見出しを削る。

付則に次の2項を加える。

(平成29年改正条例付則第8項から第10項までの規定が適用される間の読替え)

9 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第6条中「条例第13条第1項」とあるのは、「北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第35号。以下「平成29年改正条例」という。)付則第8項から第10項までの規定により読み替えられた条例第13条第1項」とする。

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する者)

10 平成29年改正条例付則第10項の規定により読み替えられた条例第12条第3項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

(住居手当に関する規則の一部改正)

第2条 住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(平成29年改正条例付則第8項から第10項までの規定が適用される間の読替え)

4 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第13条第1項」とあるのは、「北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第35号)付則第8項から第10項までの規定により読み替えられた条例第13条第1項」とする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年北九州市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のように加える。

ウ 行政職給料表の職務の級4級

第8条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次の各号に」に、「次に掲げる」を「第1号から第3号までに掲げる教職員の当該各号に定める」に改め、「15月」の次に「、第4号に掲げる教職員でその者の有する学歴免許等の資格に対応して経験年数調整表（別表第6の2）に定める調整年数が5年以上10年未満の年数とされているものの同号に定める経験年数のうち10年から当該調整年数を減じた年数を超えない年数の月数については15月」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 第3条第1号の規定によりその者の属する職務の級が行政職給料表の4級に決定された教職員については、その者の有する学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数から、当該資格に対応して経験年数調整表に定める調整年数を減じた経験年数

第12条中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、「級が」の次に「行政職給料表の4級以外の職務の級に」を加える。

付則中第17項を第18項とし、付則第16項中「当分」を「平成31年3月31日まで」に改め、同項を付則第17項とし、付則第15項中「他の職務の級」を「職務の級の3級、2級又は1級」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同項を付則第16項とし、付則第14項の次に次の1項を加える。

15 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける者の職務の級を行政職給料表の職務の級の4級に変更する場合は、第2条第3号に規定する昇格とみなす。この場合において、その者に対する第14条第1項の規定の適用に当たっては、同項中「に対応する昇格時号給対応表（別表第8）の昇格後の号給欄に定める」とあるのは「と同じ額の」と読み替えるものとする。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第8条関係）

経 験 年 数 調 整 表

学歴免許等の資格	調整年数
博士課程修了	5年
修士課程修了	8年
専門職学位課程修了	8年
大学6卒	8年
大学専攻科卒	9年
大学4卒	10年
短大3卒	11.5年
短大2卒	12.5年
短大1卒	13.5年
高校専攻科卒	14年
高校3卒	15年
高校2卒	16年
中学卒	18年

備考 本表の学歴免許等の資格欄に掲げる学歴区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。

別表第8のウを次のように改める。

ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5
6	1	1	6
7	1	1	7
8	1	1	8
9	1	1	9
10	1	1	10
11	1	1	11
12	1	1	12
13	1	1	13
14	1	2	14
15	1	3	15
16	1	4	16
17	1	5	17
18	1	6	18
19	1	7	19
20	1	8	20
21	1	9	21
22	1	10	22
23	1	11	23
24	1	12	24
25	1	13	25
26	1	14	26
27	1	15	27
28	1	16	28
29	1	17	29
30	1	18	30
31	1	19	31
32	1	20	32
33	1	21	33
34	1	22	34
35	1	23	35
36	1	24	36
37	1	25	37
38	2	26	38
39	3	27	39
40	4	28	40
41	5	29	41
42	6	30	42
43	7	31	43
44	8	32	44
45	9	33	45
46	10	34	46
47	11	35	47
48	12	36	48
49	13	37	49
50	14	38	50
51	15	39	51
52	16	40	52
53	17	41	53
54	18	42	54
55	19	43	55
56	20	44	56
57	21	45	57
58	22	46	57
59	23	47	58
60	24	48	58
61	25	49	59
62	26	50	59
63	27	51	60
64	28	52	60
65	29	53	61

6 6	3 0	5 3	6 2
6 7	3 1	5 4	6 3
6 8	3 2	5 4	6 4
6 9	3 3	5 5	6 5
7 0	3 4	5 5	6 5
7 1	3 5	5 6	6 6
7 2	3 6	5 6	6 6
7 3	3 7	5 7	6 7
7 4	3 8	5 8	6 7
7 5	3 9	5 9	6 8
7 6	4 0	6 0	6 8
7 7	4 1	6 1	6 9
7 8	4 1	6 1	6 9
7 9	4 2	6 2	6 9
8 0	4 2	6 2	7 0
8 1	4 3	6 3	7 0
8 2	4 3	6 3	7 0
8 3	4 4	6 4	7 1
8 4	4 4	6 4	7 1
8 5	4 5	6 5	7 1
8 6	4 5	6 5	7 2
8 7	4 6	6 6	7 2
8 8	4 6	6 6	7 2
8 9	4 7	6 7	7 3
9 0	4 7	6 7	7 3
9 1	4 8	6 8	7 4
9 2	4 8	6 8	7 4
9 3	4 9	6 9	7 5
9 4	4 9	6 9	7 5
9 5	4 9	7 0	7 6
9 6	4 9	7 0	7 6
9 7	5 0	7 1	7 7
9 8	5 0	7 1	7 8
9 9	5 0	7 2	7 9
1 0 0	5 0	7 2	8 0
1 0 1	5 1	7 3	8 0
1 0 2	5 1	7 4	8 0
1 0 3	5 1	7 5	8 0
1 0 4	5 1	7 6	8 0
1 0 5	5 2	7 7	8 0
1 0 6		7 7	8 1
1 0 7		7 8	8 1
1 0 8		7 8	8 1
1 0 9		7 9	8 1
1 1 0		7 9	8 1
1 1 1		8 0	8 1
1 1 2		8 0	8 1
1 1 3		8 0	8 1
1 1 4		8 1	8 1
1 1 5		8 2	8 1
1 1 6		8 3	8 2
1 1 7		8 4	8 2
1 1 8		8 4	
1 1 9		8 5	
1 2 0		8 5	
1 2 1		8 6	
1 2 2		8 6	
1 2 3		8 7	
1 2 4		8 7	
1 2 5		8 7	
1 2 6		8 8	
1 2 7		8 9	
1 2 8		9 0	
1 2 9		9 1	

別表第9中「昇格区分」を「昇給区分」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。